

兵庫県リハ3士会合同地域支援推進協議会会則

(総 則)

第1条 本会は兵庫県リハ3士会合同地域支援推進協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を総合リハビリテーションセンター 地域ケア・リハビリテーション支援センター内（〒651-2181神戸市西区曙町1070）に置く。

(会 期)

第3条 本会の年度会期は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(目的及び事業)

第4条 本会は市町が介護保険法に基づき実施する介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業並びに包括的支援事業・任意事業（以下、「地域支援事業」という。）において、高齢者が要介護又は要支援状態になることを予防することにより活力ある社会を構築し、行政や医療・介護等のあらゆる機関・団体が情報を共有しながら連携する地域包括ケアシステムの実現を目的としている。

このことから、市町や地域において活用されるべき人材を育成するため、兵庫県のリハビリ専門職の職能団体（一般社団法人兵庫県理学療法士会、一般社団法人兵庫県作業療法士会、一般社団法人兵庫県言語聴覚士会。以下、「兵庫県リハ3士会」という。）で構成される協議会を設置し、地域包括ケアシステムの推進にリハビリ専門職が寄与するための仕組み等について検討を行うとともに、積極的に包括的支援事業の支援をするための普及・啓発並びにリハビリ専門職の人材派遣のための体制構築を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 兵庫県リハ3士会合同地域支援推進協議会事務局の設置・運営
- (2) 兵庫県リハ3士会合同地域支援推進協議会の開催
- (3) リハビリ専門職の派遣協力体制の構築
- (4) 地域支援事業に関する情報の収集及び紹介
- (5) 地域支援事業におけるリハビリ専門職の人材育成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条 本会は前条の目的を達成するために各種委員会を設置することができる。

- (1) 地域支援事業におけるリハビリ専門職の活用あり方検討委員会
- (2) 地域支援事業にかかるリハビリ専門職の人材育成委員会（仮称）
- (3) その他

(会 員)

第7条 本会の会員は本会の目的に賛同する下記の会員をもって構成する。

- 一般社団法人兵庫県理学療法士会
- 一般社団法人兵庫県作業療法士会
- 一般社団法人兵庫県言語聴覚士会

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 代表幹事 1名
- 副代表幹事 2名
- 幹 事 若干名
- 監 事 2名

(役員を選出)

第9条

- (1) 代表幹事は、兵庫県リハ3士会会員中より幹事会において選出する。
- (2) 副代表幹事ならびに幹事は、代表幹事が指名する。
- (3) 監事は幹事会において選出する。

第10条 代表幹事は本会を代表し会務を総括するとともに、幹事会の議長となる。

- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 代表幹事は幹事会を組織し、本会運営に関する事項を審議し業務を処理する。
- 4 監事は本会の業務執行並びに会計を監査する。

第11条 役員任期は1年間とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は代表幹事が委嘱する。

(総会)

第13条 本会の総会は、毎年1回、第1回幹事会の中で開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

(議決及び会則の変更)

第14条 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は代表幹事の決するところによるものとする。

第15条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

(設立年月日)

第16条 本会の設立年月日は平成27年3月23日とする。

(補 則)

第17条 この会則の施行に必要な細則は幹事会の議を経て定めるものとする。

附 則 この会則は、平成27年3月23日から施行する。

附 則 この会則の一部改正は、令和2年9月2日より施行する。